

## 総合体育館新利用形態説明及び定期利用等調整ルール検討会次第

日時：2024年1月15日（月）19：00から

場所：豊岡市役所本庁舎2階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 説明・協議事項

(1) 総合体育館新利用形態及び申請書新様式について

(2) スポーツ施設の定期利用制度の創設（総合体育館先行実施）について

4 その他

5 閉会

## 総合体育館新利用形態（2024. 4. 1～）について

## ＜条例の主な変更点＞

- ・ 使用時間区分を「1時間単位」とすること（現行3区分（午前・午後・夜間））
  - ・ 使用面積区分を「4分の1面単位」とすること（現行2区分（全面・半面））
  - ・ 市外者及び目的外の割増を「2倍」とすること（現行1.5倍）
  - ・ 但馬の中学生以下の活動を目的とした団体が使用する場合は市外者割増を適用しないこと
  - ・ 冷暖房割増を廃止し、使用料に組込むこと（現行1.5倍）
  - ・ 附属設備使用料を整理すること（イス等の使用料廃止）
  - ・ 「個人利用」区分を廃止し、団体利用に一本化すること（個人も団体扱いとすること）
  - ・ 早朝及び深夜の使用料を引き上げること
- ※上記に加え規則減免廃止のため、現料金体系よりも抑えた使用料設定としている。

## 【参考】

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例（施行日：令和6年4月1日）※改正後のもの

別表第3（第5条、第10条関係）

## 2 豊岡市立総合体育館

区分		使用料		
		午前9時から午後零時 まで	午後零時から午後6時 まで	午後6時から午後10時 まで
競技場 (1時間につき)	全面	1,000円	1,200円	2,000円
	3/4面	750円	900円	1,500円
	半面	500円	600円	1,000円
	1/4面	250円	300円	500円
会議室 (1時間につき)		400円	400円	500円
ミーティング室 (1時間につき)		150円	150円	150円
附属設備		規則で定める額		

## 備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。
- 3 第1号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。ただし、養父市、朝来市、香美町若しくは新温泉町の区域内に居住し、若しくは在学する中学生以下の者又はこれらの者のスポーツ若しくは文化活動（学校の部活動を含む。）を目的とした団体が使用する場合を除く。
- 4 第4条の2ただし書の規定による開場時間の変更により、別表第2に規定する開場時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間につき、競技場にあつてはこの表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の3倍に相当する額、会議室及びミーティング室にあつては同表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の2倍に相当する額とする。

豊岡市立総合体育館利用許可申請書

申請日

年 月 日

豊岡市立総合体育館 指定管理者 様

以下の内容で豊岡市立総合体育館の利用の許可を申請します。

※太枠の中をご記入ください

利用者(団体)名 住所(所在地) 〒

利用責任者名 連絡先 [電話] [メール]

利用目的 利用人数 人 加算項目 営利用口 目的外利用口 市外者利用口

利用希望日 連続利用 希望する口 左の①の日から 年月日( )までの 日間 定期利用 希望する口 年月 左の①の日と 日( ) 日( ) 日( ) 日( ) 日( ) 日( ) の全 回 ※連続・定期利用申請は、内容(利用時間・面数等)が同一の場合に限ります。異なる場合は別途申請してください

※「営利用」は、一定以上の入場料を徴収するなどの事業が該当します。 ※「目的外利用」は、スポーツ又はレクリエーション以外での利用が該当します。 ※「市外者利用」は、豊岡市民以外の方が主体となる利用が該当します。

アリーナ 全面利用する口 (奥側) A口 B口 C口 D口 (入口側) 附属設備 本部席又は放送設備を利用する 口

通常利用 開始時間 時から 終了時間 時まで 特別利用 早朝 時~9時 深夜 22時~ 時

午前 時間 @250 円 午後 時間 @300 円 夜間 時間 @500 円 早朝 時間 @750 円 深夜 時間 @750 円 日 @2,000 円 (下の③へ)

会議室 利用する口 通常利用 開始時間 時から 終了時間 時まで 特別利用 早朝 時~9時 深夜 22時~ 時

通常利用 開始時間 時から 終了時間 時まで 特別利用 早朝 時~9時 深夜 22時~ 時

午前 時間 @400 円 午後 時間 @400 円 夜間 時間 @500 円 早朝 時間 @800 円 深夜 時間 @800 円

ミーティング室 利用する口 通常利用 開始時間 時から 終了時間 時まで 特別利用 早朝 時~9時 深夜 22時~ 時

通常利用 開始時間 時から 終了時間 時まで 特別利用 早朝 時~9時 深夜 22時~ 時

午前 時間 @150 円 午後 時間 @150 円 夜間 時間 @150 円 早朝 時間 @300 円 深夜 時間 @300 円

受付印 領収印

加算料金 営利用目的利用(②の9倍) 又は 目的外利用(②の1倍) + 市外者利用(②の1倍) 附属設備 連続・定期利用料金 連続利用分 ④× 日 又は 定期利用分 ④× 回

基礎となる利用料金 ② 利用料金合計

## 総合体育館の新利用形態について

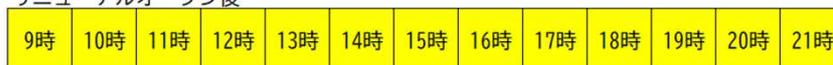
### ■ 利用時間区分

・現行、午前・午後・夜間の3区分としている利用時間区分を1時間単位化することで、真に必要な時間にあわせた利用を可能とする。

現行

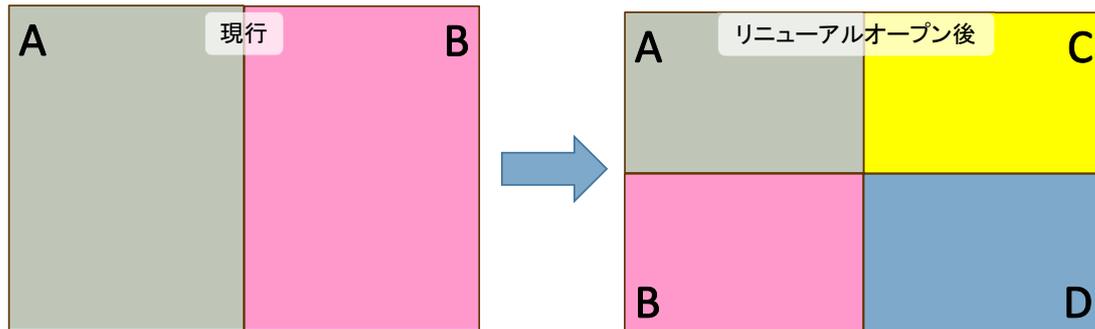


リニューアルオープン後



## ■ 施設利用区分

- ・現行、全面・半面の2区分としている施設利用区分を1/4面単位化することで、必要な面積に沿った利用を可能とする。



2

## ■ 使用料減免の廃止

- ・総合体育館については申請者の大半が減免団体もしくは個人利用となっている。
- ・減免制度については、利用者サイドは減免を受けるため、特定の団体への所属を要す、施設サイドは減免可否の判断に時間を要するなど、運用に課題がある。



条例に沿った通常の利用料金を、あらかじめ低めに設定することにより減免制度を廃止する。

※利用申請の平易化、減免申請・許可業務の削減にもつながる。

3

## ■ 使用料に係る見直し①

---

### 【冷暖房】

- ・冷暖房割増しについては廃止し、通常の使用料金に含めることとする。

※利用区分の細分化(1/4面利用)する中で、冷暖房の部分的な使用は不可能であるため、設備導入費も含め、上記の考え方で整理を行う。

### 【目的外・市外者】

- ・減免制度を廃止し、使用料金を低額に抑えたため、目的外及び市外者割増しについては現行の1.5倍から2倍に引き上げる。

※ただし、但馬地域内のこども(中学生以下)の活動を目的とした団体が利用する場合には市外者割増しは適用しない。

## ■ 使用料に係る見直し②

---

### 【その他】

- ・学校部活動利用減免の見直し
- ・早朝・深夜料金の見直し
- ・付属設備料金の見直し
- ・個人利用の見直し
- ・利用料金徴収の時期の見直し

## ■ リニューアル後の総合体育館使用料

		現行料金（現行区分）		
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
市民体育館	アリーナ	1,700円	3,000円	4,700円
総合体育館	アリーナ全面	4,400円	7,600円	12,000円
	アリーナ半面	2,200円	3,800円	6,000円



		新料金（1H）		
		9：00～12：00	12：00～18：00	18：00～22：00
総合体育館	アリーナ全面	1,000円	1,200円	2,000円
	アリーナ半面	500円	600円	1,000円
	アリーナ1/4面	250円	300円	500円

6

## ■ 使用料のイメージ

### 【総合体育館の現行使用料と新使用料の比較】

利 用 内 容	現在の利用料 ※半額減免 (正規の利用料)	見直し後 の利用料	増減額 ※半額減免 との比較	増減率
午前 9～12時 半面利用	1,100円 (2,200円)	1,500円	+400円	+36.4%
夜間 19～21時 半面利用	3,000円 (6,000円)	2,000円	-1,000円	-33.3%

※施設大規模改修に係る料金見直し及び冷暖房割増し廃止による平準化により、減免利用の場合、単純比較すると使用料は上昇するが、必要な時間・面積の等、利用方法によっては安価となる。

7

## スポーツ施設「定期利用」制度の創設について

スポーツ施設の利用については、下表のとおりその目的に応じて利用申請の受付可能時期に差をつけることにより、なるべく競合が発生しないよう対応してします。しかし現在、毎週特定の曜日・特定の時間に活動するいわゆる「定期利用」を優先する取扱いがないため、ルール上は通常利用と同列に扱うこととなっているにもかかわらず、実務上は各施設の管理者において定期利用に対して慣例的に「配慮」を行い、優先的な利用予約を付けているのが実態となっています。

### ■ 現行のスポーツ施設利用申請受付時期整理表

	事業内容	受付開始時期
①	○ 市、市教育委員会主催・共催事業 ○ 指定管理者主催・共催事業 ○ その他特別な事由により市長が認めた事業	時期を定めず（最優先）
②	○ 土曜・日曜・祝日に開催する次の事業 A スポーツ大会（合宿、練習試合等は対象外） B 大規模な文化事業 C 文化事業（日高文化体育館のみ）	例年10～11月ごろ 一部の施設について利用申込受付 （対象の施設や受付時期は、広報とよおかや市ホームページで周知） ※希望者が重複する場合は、調整会議（12月実施予定）で調整を実施
③	○ 平日に開催するスポーツ大会、イベントなど ○ 営利目的事業 ○ 大規模な会議	年明け2月1日から（①②の利用日が決定してから受付開始）
④	○ 練習試合 ○ 合宿	利用希望日の3カ月前の1日から
⑤	○ 練習・定期利用等	利用希望日の1カ月前の1日から

将来的な施設予約管理システム導入の検討に際しては、利用者属性・利用用途に応じた予約開始時期の明確なルール設定が不可欠となり、不公平・不均衡な運用は改める必要があります。

# 1 総合体育館の新たな利用申請制度について

2024年12月に予定している市民体育館の閉館に伴う利用者のスムーズな移行（機能移転）を図るうえで、特に定期利用の取扱いについて、今後のシステム化を見すえつつ早急にルール整備を行う必要があります。

2024年4月の総合体育館リニューアルオープンに合わせ、総合体育館についてのみ適用する「定期利用」区分を加えた新制度を先行試験的に創設し、運用を開始することとします。

## ■総合体育館 利用申請受付時期一覧（案）

	事業内容	受付開始時期
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、市教育委員会主催・共催事業</li> <li>○ 指定管理者主催・共催事業</li> <li>○ その他特別な事由により市長が認めた事業</li> </ul>	時期を定めず（最優先）
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土曜・日曜・祝日に開催する次の事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>A スポーツ大会（合宿、練習試合等は対象外）</li> <li>B 大規模な文化事業</li> <li>C 文化事業（日高文化体育館のみ）</li> </ul> </li> </ul>	例年10～11月ごろ 一部の体育施設について利用申込受付 （対象の施設や受付時期は、広報とよおかや市ホームページで周知） ※希望者が重複する場合は、調整会議（12月実施予定）で調整を実施
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平日に開催するスポーツ大会、イベントなど</li> <li>○ 営利目的事業</li> <li>○ 大規模な会議</li> <li>○ <b>合宿</b></li> <li>○ <b>練習試合（遠方のチームを招聘する場合に限る）</b></li> </ul>	年明け2月1日から（①②の利用日が決定してから受付開始）
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>定期利用</b></li> </ul>	利用希望日の <b>2カ月前の1日から</b> ※ <b>定期利用登録者</b> のみ可、ただし <b>土日祝を除く</b>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常利用（練習・練習試合等）</li> </ul>	利用希望日の1カ月前の1日から

「定期利用」とは、市民が「同じ曜日・同じ時間・同じ区分を同じ内容で利用するもの」と定義します。

## 2 「定期利用登録」について

総合体育館における「定期利用登録」が可能な利用者は、以下のとおりとします。

- ① 市民（個人）または主として市民で組織された団体であること
- ② 改修工事前から総合体育館を定期利用していること、または現在市民体育館を定期利用していること

②の対象者が登録した後、競合しない曜日・時間帯等の定期利用を希望する利用者について追加登録の募集を随時受け付けることとします。

なお、定期利用許可に際しては、以下の条件を付す予定です。

- ① 一定期間利用が無い場合は、定期利用登録を抹消すること
- ② （将来的に）1利用者1施設のみ登録可能とすること
- ③ 登録は毎年度必要とすること

## 3 定期利用枠の考え方について

市では、総合体育館を市民が身近にスポーツに親しむ日常的な活動の場としての「地域施設」とすると同時に、市域単位での中小規模の大会開催機能、大規模大会の決勝戦等の機能をもつ市の「拠点施設」と位置付けているため、基本的に土日の日中の定期利用は設定しません。

また、祝日の大会利用や、大会前日の夜間に行われる準備などの際には、これらの使用を優先することとします。

スポーツ施設定期利用団体登録申請書(案) 申請日： \_\_\_\_\_

団体名： \_\_\_\_\_

申請年度： 2024年度分

使用施設名		総合体育館							
団体概要	種目・競技								
	代表者	住所				氏名			
		電話番号				e-mail			
	関連情報	所属人数				会費			
定期利用希望枠	第1希望	曜日		時間帯	～	面数		備品等	
	第2希望	曜日		時間帯	～	面数		備品等	
	第3希望	曜日		時間帯	～	面数		備品等	
	第4希望	曜日		時間帯	～	面数		備品等	
	第5希望	曜日		時間帯	～	面数		備品等	
その他特記事項									

※使用を希望するスポーツ施設を経由し、豊岡市文化・スポーツ振興課へ申請すること。

施設経由欄

--

## スポーツ施設定期利用団体登録名簿（案）

施設名： 総合体育館

団体名： \_\_\_\_\_

	名前	区分	住所※1 (所在地)	年齢	電話番号	勤務先・学校名 ※2 (市外居住者のみ)
1		在住・ 在勤在学				
2		在住・ 在勤在学				
3		在住・ 在勤在学				
4		在住・ 在勤在学				
5		在住・ 在勤在学				
6		在住・ 在勤在学				
7		在住・ 在勤在学				
8		在住・ 在勤在学				
9		在住・ 在勤在学				
10		在住・ 在勤在学				
11		在住・ 在勤在学				
12		在住・ 在勤在学				
13		在住・ 在勤在学				
14		在住・ 在勤在学				
15		在住・ 在勤在学				
16		在住・ 在勤在学				
17		在住・ 在勤在学				
18		在住・ 在勤在学				
19		在住・ 在勤在学				
20		在住・ 在勤在学				
21		在住・ 在勤在学				
22		在住・ 在勤在学				
23		在住・ 在勤在学				
24		在住・ 在勤在学				
25		在住・ 在勤在学				

※1 住所（所在地）に番地の記載は不要です。

※2 市外居住で市内在勤在学の方は、必ず勤務先又は学校名を記載ください。

市民体育館・総合体育館関連事業スケジュール

現時点における予定

項目	2023年度												2024年度																																
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
<b>1 市民体育館</b>																																													
(1) 利用可能期間	●12月末閉館																																												
(2) 解体工事実施設計	解体工事実施設計																																												
(3) 閉館	[Red Block]																																												
(4) 解体工事	解体工事 ~2025年度上半期																																												
<b>2 総合体育館</b>																																													
(1) 利用可能期間	●4月改正条例適用開始 ※利用形態等見直し																																												
(2) 長寿命化改修工事	長寿命化改修工事																																												
(3) 備品搬入	物品搬入																																												
(4) リニューアルオープン	[Red Block]																																												
(5) 火曜日休館見直し ※市民体育館閉館後	[Red Block]																																												
(6) 定期利用試行	定期利用の試行																																												
<b>3 利用者をはじめとした市民の皆様への周知・調整</b>																																													
(1) 市ウェブサイト・SNS・市広報など	※必要に応じ随時																																												
(2) 総合体育館・市民体育館定期利用団体間の調整機会の設定等	必要に応じ随時																																												
(3) 定期利用試行に係る調整	希望調査 → 調整																																												
<b>4 利便性向上のためのその他の対策</b>																																													
(1) 施設予約管理システム導入検討	発注 → システム導入構築(約6ヶ月)																																												
(2) 県立学校等他の体育館との連携強化	協議・検討(随時)																																												